

## \*介護保険\* ニュース

### デイサービス等におけるサービス利用前の 健康診断書の取り扱いについて

デイサービス等におけるサービス利用前の健康診断書の費用負担等について、最近利用者とのトラブルが散見するとのことで、京都市から本件に関する国の見解（事務連絡）と適切な運用について周知依頼がありましたのでお知らせします。会員医療機関におかれましても、下記事務連絡を認識いただいた上で健康診断書等の発行をお願いします。

運営基準等に係る Q & A（平成13年3月28日 厚生労働省老健局振興課事務連絡）

#### サービス利用前の健康診断の扱い

##### 1【サービス利用前の健康診断の費用負担とサービス提供拒否について】

サービスを提供する前に利用者に健康診断を受けるように求めることはできるか。また、健康診断書作成に係る費用の負担はどのように取り扱うべきか。

(答)

- 1 施設系サービス並びに認知症対応型共同生活介護および特定施設入所者生活介護の場合の取り扱いについて

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護、特定入所者生活介護については、利用者が相当期間以上集団的な生活を送ることが想定されることから、健康診断書の提出等の方法により利用申込者についての健康状態を把握することは必要と考えられ、主治医からの情報提供等によっても必要な健康状態の把握ができない場合には、別途利用者に健康診断書の提出を求めることは可能であり、その費用については原則として利用申込者が負担すべきものと考えられる。また、こうした求めに利用申込者が応じない場合はサービス提供拒否の正当な事由に該当するものと考えられる。

- 2 1以外のサービスの場合の取り扱いについて

その他の居宅サービス（訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、短期入所生活介護および介護老人保健施設における短期入所療養介護）については、通常相当期間以上にわたって集団的な生活を送るサービスではないことから、必ずしも健康診断書の提出等による事前の健康状態の把握が不可欠であるとは言えないが、サービス担当者会議における情報の共有や居宅療養管理指導による主治医からの情報提供等によっても健康状態の把握ができない場合に事業所として利用申込者に健康診断書の提出を求めることは可能であり、その費用の負担については利用申込者とサービス提供事業者との協議によるものと

考える。しかし、そうした求めに利用申込者が応じない場合であっても、一般的にはサービス提供拒否の正当な事由に該当するものではないと考えられる。

なお、短期入所生活介護、介護老人保健施設における短期入所療養介護については、集团的なサービス提供が相当期間以上にわたる場合も考えられるが、居宅サービスとして位置づけられ、利用者からの緊急な申込みにも対応するという役割を担うべきことから、利用申込者からの健康診断書の提出がない場合にもサービス提供を拒否することは適切ではない。

### 3 現行制度の活用について

事業者が利用申込者に関する健康状態を把握する場合には、利用申込者の負担軽減の観点からも、第一にサービス担当学会議における情報の共有や居宅療養管理指導による主治医からの情報提供といった現行制度の活用を務めることが望ましい。

なお、事業者が安易に健康診断書の提出を求めるといった取り扱いは適切でない。

また、以上のことは市町村等において健康診断および健康診断書作成に係る費用の肩代わりや補助を妨げるものではない。

なお、この健康診断書が、事業所・施設によって記載項目が異なる、事業所等ごとに提出を求められ、健康診断書が複数枚必要で利用者の経済的負担が大きいといった問題が多々あることから、京都府医師会では「共通健康診断書」の様式を作成、一定の条件のもとコピー可とすることとして、これをケアマネジャーをはじめデイサービス、特養、老健といった事業所・施設団体がそれぞれの会員に周知し、運営について協力を求め、使用されています。具体的な運用方法と費用については下記のとおりです。

#### 【運用方法】

診断書は、原則記載日から1年間有効とし、記載の時点で複写することの同意を得た上に、さらに複写する際に、再度記載医師に複写することの同意を得る。

複写する際には必ず原本から複写する（複写の複写は不可）。複写したものに複写を実施した者の氏名、複写実施日、記載医師の同意確認日を記載し、捺印する。

利用者本人か本人から委任を受けた介護支援専門員が、共通健康診断書の記載を依頼し、原本を保管し、コピーの承諾を行う。介護支援専門員は委任を受ける際に同意書を利用者からもらい、記載の依頼等をする際に主治医に提示する。

本診断書は、事業所・施設の利用申込み時のみに使用するものとする。また、取り扱いにあたって個人情報保護に十分注意する。

#### 【費用について】

共通健康診断書もいわゆる一般の健康診断書と同じ扱いなので、文書料並びに検査にかかる費用は自由診療であり、金額の統一も独占禁止法に抵触するので、各医療機関で患者の負担にならない程度で設定いただきたい。